

各地域防災拠点運営委員長の皆様へ

地域防災拠点総会資料
令和 8 年 6 月 4 日
生活衛生課

災害応急用井戸名簿について

災害応急用井戸の指定制度は、震災時等に「生活用水」としての井戸水を地域の方にご提供いただくことを目的として、多くの井戸所有者にご協力いただいています。

令和 8 年 3 月 31 日現在の災害応急用井戸名簿が必要な場合は生活衛生課へお越しください。

★ 指定井戸の場所を確認するには…

- ①指定井戸の場所には、右図の「災害用井戸協力の家」プレートを門扉等に掲示していただいています。
- ②福祉保健センター生活衛生課で、区内災害応急用井戸名簿を配架しています。
- ③横浜市行政地図情報提供システムのわいわい防災マップ内に「災害用井戸協力の家」として掲載しています（場所のスポットのみ）。

横浜市行政地図情報提供システム

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

- ④本市ホームページへの掲載（指定井戸所在地一覧※）

（※ホームページ掲載の同意を頂いた方のみ掲載）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/saigai.html#saigaiido>



★ 指定井戸を利用するには…

- ・震災等の発災時のみに利用してください。平時の利用はできません。
- ・被災時の状況等（破損、水量不足等）によっては利用できない場合があります。利用前には必ず井戸所有者に声をかけてから利用してください。容器をご持参ください。
（※ 井戸所有者の方に、発災時には、より多くの方が井戸水を利用いただけるよう、広く市民の方へ井戸水のご提供をお願いしています。）
- ・利用用途は「生活用水」（洗濯、トイレの流し水や清掃用水等）です。※飲用、炊事用、食材や食器の洗浄には使用しないでください（口に入れないようご注意ください。）。
- ・井戸所有者の方に、提供前に pH 試験紙（医療局生活衛生課配布）や目視等で点検をしてからご提供いただくようお願いしています



○指定井戸件数

	全市内 (令和 8 年 3 月 31 日現在)	泉区内 (令和 8 年 3 月 31 日現在)
件数	1,740 件	292 件